

プール学院大学及び同短期大学部における 学生の自動車通学禁止に関する規程

第1条 本学学内及び周辺には、通学用自動車の駐車施設がないため学生の自動車による通学を禁止する。

2. ただし、身体的理由、または特別の事由により自動車以外の通学が困難な者に対し、学長が自動車通学を許可した場合はその限りではない。

第2条 前条第1項の規定に違反した学生に対し、次の処分を文書をもって行う。

1. チューターによる嚴重注意及び『誓約書』提出。
2. 学生課長による警告及び保証人連署の『始末書』提出。(前項による嚴重注意にも拘わらず違反した者)
3. 学生部長による譴責。(前項による警告にも拘わらず違反した者)
4. 学則に基づく懲戒処分。(前項による譴責にも拘わらず違反した者)

第3条 学長は、自動車通学に関する学生の行為・行動が特に悪質と認めた場合、前条によらず直ちに学則による懲戒処分を行うことができる。

第4条 この規程による処分については、処分に先立ち学生に弁明の機会を与えなければならない。

第5条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、1999（平成11）年12月1日から施行する。

2004（平成16）年 4月1日から改正施行する。

2015（平成27）年 4月1日から改正施行する。